

中小企業の固定資産税特例措置について

平成 30 年度税制改正

中小企業等の設備投資を支援する税制措置として、『生産性向上の実現のための臨時措置法』の制定により、中小企業が一定の設備を取得した場合の固定資産税を 3 年間にわたり最大ゼロとする設備投資の支援措置が創設されます。

【特例措置の概要】

(1) 適用対象者

中小企業者等（資本金 1 億円以下の法人(大企業の子会社を除く)、従業員 1,000 人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性を年平均 3% 以上向上させるものとして認定を受け、市町村の導入促進基本計画に適合）を受けている者

(2) 適用対象地域

導入促進基本計画の同意を受けた市町村

(3) 適用対象設備

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1% 以上向上する下記の設備

対象となる設備（最低取得価額・販売開始時期

- ① 機械装置（160 万円以上・10 年以内）
- ② 測定工具及び検査工具（30 万円以上・5 年以内）
- ③ 器具備品（30 万円以上・6 年以内）
- ④ 建物付属設備（60 万円以上・14 年以内）

※建物付属設備について、家屋と一体となって効用を果たすものを除く

(4) その他の要件

対象設備が生産、販売活動等のために直接供される新たな設備投資であること

※中古資産を除きます

(5) 特例措置

固定資産税（償却資産税）の課税標準額を 3 年間ゼロ以上 1/2 以下に軽減されます

※課税標準を市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とされます

上記特例措置の対象となる事業者等は、下記の補助事業に係る補助金において優先採択が行われます

- ① ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業
- ② 小規模事業者持続化補助金
- ③ 戦略的基盤技術高度化支援事業
- ④ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業